

別表 1 (個票)

事業コード 04-05	事業名：水利施設補修等事業	所管課 農政計画課								
① 事業内容	農業生産基盤の確保と経営基盤の安定化ならびに施設管理者の維持管理に対する意識の向上・醸成を図ることを目的とし、農業水利施設の応急的な補修等に対して、一定の助成を行う。また、防災上のリスク軽減ならびに維持管理の負担軽減を図ることを目的とし、利用しなくなったため池の廃止に対して、一定の助成を行う。									
② 事業対象者	神戸市域において営農や防災上の観点から必要となる補修・廃止事業を実施する、同市域に居住もしくは事業所を有する個人及び団体									
③ 事業費	1 工事あたり 20 万円以上 200 万円以内 (予算の範囲内)									
④ 補助対象経費	<table border="1" data-bbox="451 920 1297 1216"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 920 1086 972">補助対象経費</th> <th data-bbox="1086 920 1297 972">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 972 1086 1023">パイプライン及び一般水路の補修</td> <td data-bbox="1086 972 1297 1023" rowspan="3">対象事業費× 1/2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1023 1086 1075">ポンプ施設の補修</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1075 1086 1126">ため池及び水管橋等の補修</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1126 1086 1216">特定ため池の廃止 (埋め立て除く)</td> <td data-bbox="1086 1126 1297 1216">対象事業費× 2/3</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="451 1272 1321 1451"> ※受益戸数 2 戸以上。ただし「特定ため池」の場合は受益戸数要件なし ※ポンプ施設補助の場合、事業費上限を 250 万円とする。 ※補助対象経費の該当可否、対象範囲について不明点がある場合は、事前に市へ相談するものとする。 </p>		補助対象経費	補助率	パイプライン及び一般水路の補修	対象事業費× 1/2	ポンプ施設の補修	ため池及び水管橋等の補修	特定ため池の廃止 (埋め立て除く)	対象事業費× 2/3
補助対象経費	補助率									
パイプライン及び一般水路の補修	対象事業費× 1/2									
ポンプ施設の補修										
ため池及び水管橋等の補修										
特定ため池の廃止 (埋め立て除く)	対象事業費× 2/3									
⑤ -1 補助金規則第 5 条第 2 項の(3)に該当する書類 (申請書に添付する追加書類)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容が分かる資料 (位置図、写真等) ・ 事業の施行に関する決議書又は同意書の写し及び議決等の証明 ・ 事業費の妥当性がわかる資料 (内訳が記載されている見積書など) 									
-2 補助金規則第 5 条第 4 項に該当する書類 (申請書に省略することができる添付書類)	様式第 2 号の 4～7									
⑥-1 補助金規則第 15 条第 1 項の(3)に該当する書類(実績報告に添付する追加書類)	補助事業の実施状況が分かる書類として <ul style="list-style-type: none"> ・ 請負 (委託) 契約書や請求書など事業費総額の分かる資料 ・ 事業の実施状況がわかる書類・写真等を添付すること 									

-2 補助金規則第 15 条第 2 項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類）
様式第 7 号～13 号

⑦ 関連法令等

⑧ 特記事項

- ・国や県等の補助事業の採択要件を満たす工事は、補助対象外とする。
- ・工事に伴う調査設計については、補助対象外とする。
- ・ため池及び付随する施設の場合、当該ため池について「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」第 4 条及び附則第 2 条に基づく、ため池届が提出されていることを補助の条件とする。
- ・ため池及び付随する施設の場合かつ当該ため池が「ひょうごのため池安全安心定期点検事業実施要領」第 3 の 1 に基づく点検で「要監視」または「要早期改修」判定であれば、同要領第 2 の 2 の（1）の規定に基づく保全計画書が提出されていることを補助の条件とする。
- ・ため池廃止工事を実施した場合、工事後に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」第 4 条及び附則第 2 条に基づく廃止届を提出することを補助の条件とする。
- ・ため池及び付随する施設の場合かつ「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」第 8 条に該当する制限行為を実施する際は、同 8 条に基づく制限行為の許可申請を行うことを補助の条件とする。
- ・ため池及び付随する施設の場合かつ「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」第 9 条に該当する防災工事を実施する際は、同 9 条に基づく防災工事計画を提出することを補助の条件とする。